同 行 援 護

基本方針

同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

サービスの概要

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の 当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行う。

人員・設備の概要

人員基準	従業者	従業者	□ 常勤換算方法で2.5以上。 □ 次の①から③のいずれかを満たす者。 □ ①同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者含む。) □ ②介護福祉士、実務者研修修了者等であって、視覚障がい者等の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 □ ③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者
		サービス提供責任者	□ 常勤の従業者であって、専ら指定同行援護の職務に従事する者。 □ 次の①及び②のいずれにも該当又は③に該当する者。 □ ①介護福祉士、実務者研修修了者等 □ ②同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程の修了者 □ ③国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる者 □ 員数が次の①から③のいずれかに該当する数以上。 □ ①当該事業所の月間の延ベサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く)が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 □ ②当該事業所の従業員の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 □ ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 □ ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 □ ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
	管理者		□ 事業所ごとに配置すること。 □ 専ら当該事業所の管理業務に従事する常勤の者であること。 □ ただし、指定同行援護事業所の管理上支障がない場合は、 当該指定同行援護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷 地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

設備基準	事務室	 	必要な面積を有する専用の事務室であること。 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務 室であっても差し支えない。 区分されていなくても区画が明確に特定されていれば足りる。
	受付等のスペース		利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースであること。
	その他必要な設備及び備品等		感染症予防に必要な設備等に配慮すること。 同一敷地内にある他の事業所、施設等に備え付けられた設備 及び備品等を使用することができる。
	□ 上記の設備及び備品等については、必ても差し支えない。	ずしも	事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっ

そ の 他

	□ 消防法担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○スプリンクラー設置義務の有無 有 · 無(いずれかに○) ○必要手続の有無 有 · 無(いずれかに○) ○その他指導事項等(下記に記載)	
	□ 建築基準法担当部署との協議記録協議日時【 年 月 日】 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 · 無(いずれかに○) ○その他指導事項等(下記に記載)	
他法令の順守	□ 都市計画法(開発許可)担当部署との協議記録協議日時【年月日】 担当部署【日本日】 担当者名【日本日】 は議内容 ○当該建築物が市街化調整区域に立地するか 区域内・区域外(いずれかに○○の必要手続の有無有 ・無(いずれかに○) ○その他指導事項等(下記に記載)))
	□ その他関係法令担当部署との協議記録 協議日時【 年 月 日】 担当部署【 】 担当者名【 】 協議内容 ○必要手続の有無 有 · 無(いずれかに○) ○その他指導事項等(下記に記載)	
	□ 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。 □ 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。	

上記について、確認しました。

事業者名称 :

代表者名称 :